

国際機構法 第 3 部 地位 8. 特権免除

国際機構が何らかの活動を行う場合、その活動を行う地において適用される国内法が国際機構にも適用される。たとえば、神戸にある WHO（世界保健機関）神戸センターがビルの一室を賃借したり事務機器を購入したりする際には、日本法が適用される。

しかし、国際機構の円滑な任務遂行のためには、適用される国内法では通常認められない権利・権限（特権 *privileges*）が認められたり、例外的に一部の国内法の適用が排除されたり（免除 *immunities*）する。

1. 特権免除の根拠

(a) 特権免除の必要性

国際機構の活動に対しある国の国内法が適用されると、国内法の内容次第では国際機構の活動が阻害されるおそれがある（例、警察権限・課税権限の行使）。他方で、国内法が全く適用されないとすると、国際機構の活動が行われる地の治安を害する恐れさえある（例、国際機構による犯罪人の隠匿）。国際機構にどの程度の特権免除を与えるかどうかは、一方で国際機構の活動の円滑性維持と国際機構の活動が行われる国の秩序維持との均衡をどこに見いだすかの問題であり、理論的に決定される問題ではない。

国家が外国領域で活動する場合、一定の免除を有し（「国家免除」・「主権免除」）、国家元首や外交官も外国領域において一定の特権免除を有する（詳細は国際法第一部にて学ぶ）。国際機構の特権免除もこれら国家（機関）の特権免除の類推により生成発展してきたが、しかし、両者の間には決定的な相違がある。まず、国際機構の場合、相互性が働かない。国家の場合、自国領域において他国国家（機関）をどのように扱うかという問題は、他国領域において自国（機関）がどのように扱われるかという問題と表裏一体である。ところが、国際機構の場合、このような考慮は一切働かない。また、たとえば他国外交官が自国領域内において犯罪行為を行った場合、自国刑事手続による訴追・処罰ができなくても、本国刑事手続による訴追・処罰（派遣国による管轄権行使）を少なくとも期待することはできる。ところが、国際機構職員の場合、国際機構による刑事的処罰を期待することさえできない。このような事情から、国際機構（職員）に認められる特権免除は、国家機関に認められるものよりも制限的となる傾向がある。

(b) 形式的根拠

国連について言えば、憲章 105 条 1 項は、国連の目的達成に必要な特権免除を国連が享有することを定めている。しかし、具体的にどのような特権免除を国連が有するの

かをこの条文から導くことは著しく困難である。そこで、詳細な規則を別途定める必要があり、そのために、国連の活動一般について国連特権免除条約（1946 年）¹が、本部などの常設的施設について国連本部協定（例、国連とアメリカ合衆国との間の国連本部協定²、国連とスイスとの特権免除協定³）などが、さらに、一時的な活動につき軍隊地位協定(Status of Force Agreement: SOFA)⁴などが、締結されている。

他の国際機構も、その活動一般につき特権免除条約（例、専門機関特権免除条約（1947 年）⁵）を、それに加えてそれぞれの本部に関する特権免除について本部所在地国と本部協定などを（例、ユネスコとフランスとの間のユネスコ本部協定⁶、国際環境技術センターに関する日本と国連環境計画との協定⁷）、それぞれ締結するのが一般的である。

このような条約がない場合には、国際機構は特権免除を享有しないと一般に考えられている。しかし、特権免除を付与しないことを明確にしないままに国際機構の本部・施設・職員等を受け入れる国は、信義則上特権免除の付与が求められるという主張もあるほか、国によっては、慣習法⁸または法の一般原則⁹として、この種の条約のない場合にも国際機構は特権免除を有するという立場をとる国もある。

2. 特権免除の内容

上記のような事情であるので、国際機構一般が享有する特権免除について議論することは困難である。とはいうものの、一般的な「傾向」を見ることはできる。おおよそ、国際機構には、本部等事務所の不可侵の他、裁判管轄権免除・課税（直接税）免除が与え

¹ Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, *U.N.T.S.*, vol. 1, p. 163.

条約 35 条(Section 35)の規定にも拘わらず、形式的には国連はこの条約の当事者になっていないことに注意。しかし、前回講義で見た損害賠償事件 ICJ 勧告的意見も言うように、この条約により条約当事国と国連との間に権利義務関係が生じていることは疑いない。これは「条約の第三者効力」の問題であり、詳細は国際法第一部・第二部で学ぶ。

² Agreement Between the United Nations and the United States of America Regarding the Headquarters of the United Nations, 26 June 1947, *U.N.T.S.*, vol. 11, p. 11.

³ Accord sur les privilèges et immunités de l'Organisation des Nations Unies conclu entre le Conseil fédéral suisse et le Secrétaire général de l'Organisation des Nations Unies, le 1^{er} juillet 1946, *Recueil systématique*, 0.192.120.1.

⁴ その雛型として、Model Status-of-Forces Agreement for Peace-keeping Operations, 9 October 1990, U.N. Doc. A/45/594.

⁵ Convention on the Privileges and Immunities of the Specialized Agencies, 21 November 1947, *U.N.T.S.*, vol. 33, p. 261. この条約についても、各専門機関が条約当事者と言えるかどうかについて議論の余地はある。ただし、この議論に実践的意義はない（参照、37 条(Section 37)）。

⁶ Accord relatif au siège de l'UNESCO et à ses privilèges et immunités sur le territoire français, le 2 juillet 1954, *U.N.T.S.*, vol. 357-2, p. 3.

⁷ Agreement between the Government of Japan and the United Nations Environment Programme Relating to the UNEP-International Environmental Technology Centre in Japan, 30 October 1992、平成 5 年外務省告示第 7 号。このセンターは大阪（鶴見緑地）と滋賀県（琵琶湖博物館隣）にある。

⁸ オランダ最高裁の立場。Iran-US CTR v AS, 20 December 1985, *ILR*, vol. 94, p. 327, p. 329.

⁹ スイス外務省の立場。Communication (avis de droit) de la Direction de droit international public du Département des affaires étrangères helvétique en dateu du 28 juin 1994, *Revue suisse de droit international et européen*, vol. 5, 1995, p. 638.

られ、通信の自由（検閲の禁止）が保障される。もっとも、証券発行により私的資金を集めることもある世界銀行などの場合は、裁判管轄権からの免除は必ずしも享有しないことが関連規定に明記されている（例、国際復興開発銀行（IBRD）協定 7 条 3 項）。

講義では、国際機構（のために働く者）の特権免除が争われた事例をいくつかとり上げ、国際機構の特権免除がどのように現実に作用するのかを検討する。講義で扱う事例については、別添資料参照。